



国土交通省

## NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

近畿運輸局 自動車技術安全部整備課  
(竹内・藤本)

電話：06-6949-6453

令和6年12月2日

### 民間車検場の事業取消し処分（近畿運輸局）

～不正改造車に対し保安基準適合証を交付し車検手続きを実施～

近畿運輸局は、大阪府豊能郡能勢町の自動車整備事業者に対し、不正改造状態※1による車検手続き等の道路運送車両法違反が確認されたため、自動車特定整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を行いましたので、お知らせします。

#### 【処分する事業者】

事業者名：株式会社福德自動車工業（大阪府豊能郡能勢町）

#### 【行政処分の内容】（取消年月日：令和6年12月2日）

- (1) 自動車特定整備事業※2の認証の取消し
- (2) 指定自動車整備事業※3の指定の取消し
- (3) 自動車検査員※4の解任命令

#### 【法令違反行為の主な内容】

- 5台の自動車について不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを実施した（道路運送車両法第94条の5違反）
- 保安基準適合証に虚偽の記載を行った（道路運送車両法第94条の5第1項違反）
- 自動車検査員は、不正改造状態にもかかわらず保安基準適合証に証明した（道路運送車両法第94条の5第4項違反）
- 指定整備記録簿に虚偽の記載を行った（道路運送車両法第94条の6第1項違反）
- 16台の自動車について不正改造を実施した（道路運送車両法第91条の3、第99条の2違反）

配布先

青灯クラブ

陸運記者会

## 【用語説明】

- ※1 「不正改造状態」とは、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外し等により、  
自動車が保安基準に適合していない状態をいう。
- ※2 「自動車特定整備事業」とは、エンジンやブレーキなどを取り外して行う自動車の特定整備  
を行う事業であり、当該事業を経営しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければな  
らない。
- ※3 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申  
請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受け  
て行う事業である。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国へ  
の現車提示を行わずに車検手続きが行える。
- ※4 「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合  
しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業  
者が選任する。

## 【参考】

道路運送車両法(抜粋)(昭和26年6月1日法律第185号)

(保安基準適合証等)

第94条の5 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)を  
国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれ  
がある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適  
合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章(第  
16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第69条第4項の規定による自動車  
検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準  
適合証)を依頼者に交付しなければならない。ただし、第63条第2項の規定により臨時検査を受ける  
べき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

4 第1項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保  
安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をし  
てはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術  
上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で  
定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

(不正改造等の禁止)

第99条の2 何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車  
又は第九十七条の三第一項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車(以下「自動  
車検査証交付済自動車等」という。)について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り  
外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つ  
てはならない。

(罰則の適用)

第94条の7 自動車検査員その他第94の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明その他の保安基  
準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事  
業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する  
職員とみなす。